

# 「第1回特別配当」の実施について

ご契約者の皆さまには旧協栄生命保険(株)の破綻の折、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたが、おかげさまで社業も順調に推移し、旧協栄生命保険(株)の更生計画により、いわゆる保険料の積立金である特定責任準備金等の削減が行われた231万件のご契約を対象に「特別配当」を行うこととなりました。今回行う「特別配当」は、特定責任準備金等の削減額2,174億円(条件変更時の削減額は、2,791億円)に対して、762億円を還元させていただくものです。

これもひとえに長年にわたるご契約者様、提携団体の会員の皆様の強力なご支援、ご愛顧の賜物と深く感謝しております。今後ともお客様の声に耳を傾け、お客様に焦点を合わせた質の高いサービスを提供して参る所存です。

今般行う「特別配当」について以下のとおりご案内申し上げます。

ジブラルタ生命保険株式会社 2005年7月

## 特別配当 について

特別配当は、旧協栄生命保険(株)の更生計画に基づく「契約条件の変更に関する特則」により実施します。特別配当は、契約条件の変更により特定責任準備金等(※1)の削減を受けた個人保険・団体年金保険に対して行う配当です。

一般の保険契約に対して実施することのある事業年度毎の通常配当や、消滅時の特別配当とは全く異なります。

なお、「特別配当」は、更生計画で選任された検査人の承認を得たうえで実施しております。

(※1)主契約や特約の責任準備金、前納保険料、契約者配当金をいいます。

### 特別配当の財源について

◆特別配当の財源には、旧協栄生命保険(株)の更生手続開始決定日(2000年10月23日)に保有していた一般貸付金と不動産の回収益および売却益から必要経費等を控除した額の70%を更生計画の定めにより特別配当の財源としております。

## 対象のご契約 について

契約条件の変更により保険金額(年金額)が削減されたご契約のうち、特定責任準備金等の削減を受けたご契約(※2)について、以下のいずれかに該当する場合に特別配当を割当てております。

### (1) 個人保険の場合

- ① 計算基準日において有効継続中のご契約
- ② 計算基準日前に満期が到来して終了したご契約
- ③ 計算基準日前に死亡・高度障害等の保険金支払事由が発生して終了したご契約

### (2) 団体年金保険の場合

計算基準日において有効継続中のご契約(団体と締結している契約)

計算基準日においてすでに解約されたご契約、解除、免責、取消となったご契約、および失効状態のご契約は**特別配当の対象外**となります。

なお、第1回特別配当の計算基準日は2005年3月31日です。

(※2)保険金額(年金額)が削減されていても、特定責任準備金等の削減を受けていないご契約(特約)は、**特別配当の対象となりません**。

(例)個人年金は、年金額が削減されていても主契約部分は特定責任準備金等の削減を受けていないため、特約部分を除いて対象となりません。

◆更生計画認可決定後(2001年4月以降)にご加入いただいたご契約は、特定責任準備金等の削減を受けていませんので、特別配当の対象ではありません。

◆ご契約内容を変更等した保険契約について

- ① 払済保険(養老保険・終身保険・特定疾病保障終身保険・年金保険)や延長定期保険(特定疾病保障定期保険)、また年金支払中のご契約は、上記(1)①に該当します。
- ② 契約転換制度をご利用になった場合、転換前契約が特定責任準備金等の削減を受けている「転換後契約」は、上記(1)①に該当します。

## 特別配当額の 計算方法 について

特別配当率は計算基準日時点の(財源の総額)÷(全対象契約の特定責任準備金等の削減額総額)で、約35%です。

なお、特別配当率の約35%とは、特定責任準備金等の削減部分に対する還元率のことで、減額された保険金に対する還元率ではありません。

各ご契約の特別配当は下記の式(※3)により、計算します。

計算の結果、特別配当額が1,000円未満のご契約は、更生計画の定めにより配当は実施しません。

(※3)各ご契約の特別配当額 = 特定責任準備金等の削減額(①+②) × 特別配当率

①は主契約部分の削減額、②は特約部分の削減額です。

◆第2回目の財源の総額は、第2回目の計算基準日時点の総額から第1回目の特別配当において現実に配当に充てられた財源の額を控除した金額となります。したがって、第1回目の特別配当額が1,000円未満となり実施されなかった特別配当額は、第2回目の財源の総額に組み入れます。

## 割当方法 について

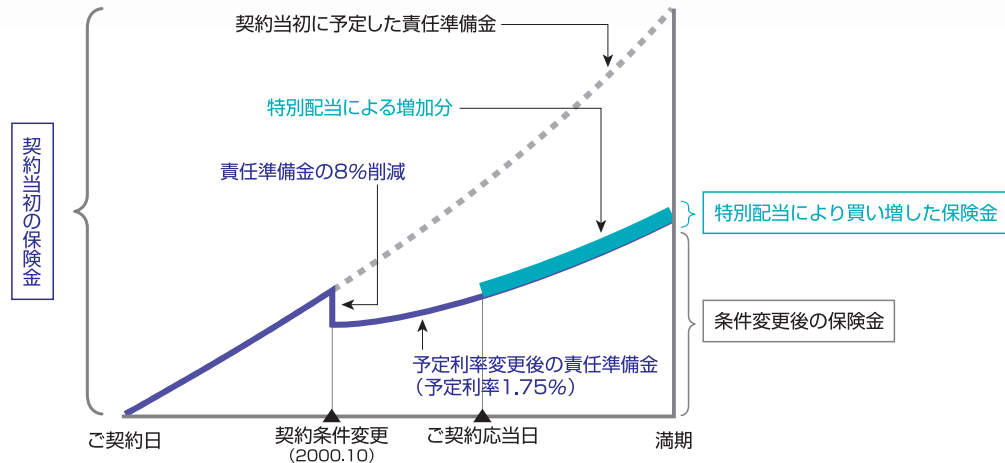
(個人保険)

計算基準日において有効継続中のご契約は、保険種類に応じて次の方法により特別配当を割当てます。

- ① 主契約と同種の保険の一時払保険料に充当して、保険金額を増加する方法(※4)「買増」)
  - ② 現金で据え置き、会社の定める方法で利息を付けて積み立て、ご契約の終了時にお支払いする方法(ただし、年金支払中の契約は年金とともにお支払いします)「据置」)
- 割当てするのは、計算基準日後初めて到来する契約応当日になります。

計算基準日前に満期が到来したご契約や死亡・高度障害等の保険金支払事由が発生して終了したご契約は、特別配当を現金(口座振込)でお支払いします。

(※4)買増保険金(養老保険のイメージ)



## 特別配当に ついての 税務処理

特別配当の税務処理につきましては次の通りとなります。

- ① 既に満期が到来して終了したご契約または保険金支払事由が発生して終了したご契約
    - ・ 既にお支払済みの保険金に加算して課税の対象となります。
    - ・ 2004年以前に満期が到来または保険金支払事由が発生して終了したご契約につきましては、お客様の状況により修正申告等が必要となることがあります。
  - ② 年金お支払中の契約
    - ・ 2005年の年金お支払額(総収入金額)に合算し、所得税(雑所得)の対象となります。
- 詳しくは所轄の税務署にお問い合わせください。

## 第2回目の 特別配当 について

### 実施時期

2009年3月31日を「第2回目の計算基準日」とし、更生計画で定められた手続きを経て、2009年8月以降に実施する予定です。

### 対象のご契約

第1回目の特別配当対象のご契約で以下のいずれかに該当する場合、特別配当の対象になります。

#### (1) 個人保険の場合

- ① 第2回目の計算基準日において有効継続中のご契約
- ② 2005年4月以降第2回目の計算基準日前に満期が到来して終了したご契約
- ③ 2005年4月以降第2回目の計算基準日前に死亡・高度障害等の保険金支払事由が発生して終了したご契約

#### (2) 団体年金保険の場合

第2回目の計算基準日において有効継続中のご契約(団体と締結している契約)

計算の結果、特別配当額が1,000円未満のご契約は、更生計画の定めにより配当は実施しません。

### ご注意事項

◆2009年3月末までに解約された場合は、更生計画の定めにより特別配当についても早期解約控除の対象になります。

特別配当に関するお問い合わせは、コールセンターまでお申し出下さい。

コールセンター 土・日・祝日を除く (8:30~18:30)  0120-65-2269 (特別配当専用) (フリーダイヤル)

<http://www.gib-life.co.jp/>